

補強コンクリートブロック造の塀等の場合に係るチェックリスト

<p>①補強コンクリートブロック造の塀又は②組積造の塀のいずれかで法適合確認を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●建築基準法に基づく基準の場合 → 各号に定める基準の確認欄にチェック</li> <li>●構造計算確認欄にチェックあり→構造計算確認欄にチェック及び構造計算書を添付</li> </ul>
---

①補強コンクリートブロック造の塀

- 建築基準法施行令62条の8、62条の6

建築基準法に基づく基準		確認欄
各号に定める基準に適合		
令62条の8 第1号	・塀の高さは2.2m以下	
令62条の8 第2号	・壁の厚さは、高さ2m以下は10cm以上又は高さ2mから2.2m以下は15cm以上	
令62条の8 第3号	・壁の頂部及び基礎の配筋は9mm以上 ・壁の端部及び隅角部の縦筋は9mm以上	
令62条の8 第4号	・壁内には9mm以上の鉄筋を縦横に80cm以下の間隔で配置	
令62条の8 第5号	・長さ3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控壁を設置 (高さ1.2m以下の塀は除く)	
令62条の8 第6号	・縦筋は壁の頂部及び基礎の横筋にかぎかけ (基礎のかぎ掛けは40d以上基礎に定着でも可) ・横筋は、壁の端部及び隅角部の縦筋にかぎ掛け	
令62条の8 第7号	・基礎の丈は35cm以上とし根入れの深さは30cm以上 (高さ1.2m以下の塀は除く)	
令62条の6 第1項	・目地塗面の全部にモルタル塗布 ・鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部をモルタル またはコンクリートで充填	
令62条の6 第2項	・縦筋は空洞部内で継いでいない又は溶接接合等で接合	
構造計算によって構造耐力上安全であることを確認		

②組積造の塀

- 建築基準法施行令61条、52条

建築基準法に基づく基準		確認欄
各号に定める基準に適合		
令61条 第1号	・塀の高さは1.2m以下	
令61条 第2号	・壁の厚さはその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上	
令61条 第3号	・長さ4m以下ごとに壁厚の1.5倍以上突出した控壁を設置 (壁厚がその部分から壁頂までの垂直距離の1.5/10以上の場合は不要)	
令61条 第4号	・基礎の根入れの深さは20cm以上	
令52条 第2項	・目地塗面の全部にモルタル塗布	
令52条 第4項	・組積材は芋目地ができないように組積	
構造計算によって構造耐力上安全であることを確認		